

広島市市営基町駐車場を利用する自動二輪車に係る減免について

原動機付自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)又は自動二輪車(同法第3条に規定する大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)をいう。以下同じ。)で、自転車等駐車場条例(昭和60年広島市条例第36号)第6条及び第8条の規定による広島市自転車等駐車場(広島市自転車等駐車場条例施行規則第8条第4項で定める駐車場を除く。)を利用(以下、「自転車等駐車場の一時利用」という。)又は広島市市営駐車場条例(昭和45年条例第13号)第3条第3項に規定する広島市市営基町駐車場(以下、「基町駐車場」という。)を利用(以下、「基町駐車場の一時利用」という。)しようとする日と同一の日(駐車場の供用の開始の時刻から供用の終了の時刻までの間をもって1日とみなす。以下同じ。)において、基町駐車場の一時利用に係る自動二輪車の料金を納付した者、又は自動二輪車で基町駐車場の一時利用しようとする日と同一の日において、自転車等駐車場の一時利用に係る原動機付自転車又は自動二輪車の料金を納付した者に対し、自転車等駐車場条例第9条又は広島市市営駐車場条例第10条第7項の規定に基づき、以下のとおり駐車料金を減免する。

1. 対象者

次の各号の一に該当する者が、原動機付自転車又は自動二輪車で、自転車等駐車場の一時利用又は基町駐車場の一時利用をする場合には、駐車料金を減免する。

- ア 自転車等駐車場を一時利用しようとする日と同一の日において、既に基町駐車場の一時利用に係る自動二輪車の料金を納付した者
- イ 基町駐車場を一時利用しようとする日と同一の日において、既に基町駐車場の一時利用に係る自動二輪車の料金を納付した者
- ウ 基町駐車場を一時利用しようとする日と同一の日において、既に自転車等駐車場の一時利用に係る原動機付自転車又は自動二輪車の料金を納付した者

2. 減免方法

減免は、当該使用者の申し出に基づき行うものとする。駐車料金の減免を受けようとする者は、それぞれ次に掲げるものを係員に提出しなければならない。

- ア又はイの場合 ア又はイの利用に係る料金を納付した際に交付を受けた基町駐車場の領収証書又は利用明細書
- ウの場合 ウの利用に係る料金を納付した際に交付を受けた自転車等駐車場の領収証書又は利用明細書

3. 減免内容

駐車料金の減免は、全額について行う。